

新型コロナウイルス感染症の影響によるレンタカーの減車等に係る取扱いについて

新型コロナウイルス感染症の影響によるレンタカーの減車等に係る取扱いについては、別添により取扱いを行ってきたところですが、本取扱いを令和5年3月31日までとし、適用期間の延長はしませんので知願います。

なお、従前の取扱いにより特例の対象となっている事業者については、令和5年4月1日以降は、下記の通りの取扱いとします。

記

1. マイクロバスの一時減車後の回復増車に係る取扱いの特例

今般の新型コロナウイルス感染症の流行を起因とする特例により減車届を提出し、一時的に減車を実施した自家用マイクロバスのレンタカーについては、減車前の車両数まで増車する場合、静岡運輸支局まで増車届出（別紙1）を提出することにより、直近2年間の貸渡簿の提出又は提示を不要とします。

2. 保有車両数を0台に減車した場合の休業特例

今般の新型コロナウイルス感染症の流行を起因とする特例により、保有車両数を0台に減車する減車届出を提出した事業者については、令和6年3月29日までに静岡運輸支局まで増車届出（別添1）を提出することにより、事業再開を可能とします。

なお、事業を再開しない場合は自家用自動車有償貸渡の廃止届（別紙2）を提出ください。

令和 年 月 日

中部運輸局 静岡運輸支局長 殿

住 所
氏名又は名称
代 表 者 名
連 絡 先

自家用自動車有償貸渡しに係る届出書

自家用自動車の貸渡しについて、下記のとおり変更 $\left(\begin{array}{c} \text{する} \\ \text{した} \end{array} \right)$ のでお届けします。

記

1. 貸渡人の氏名又は名称及び住所

2. 変更事項 (該当番号を○印すること。)

1. マイクロバスの増車

2. 再開 (保有車両台数を0台から1台以上に増車した場合に限る)

3. 変更年月日

令和 年 月 日

4. 事務所別車種別配置車両数一覧表
別紙のとおり5. 増車する車両一覧表
別紙のとおり

6. 変更理由

例) 新型コロナウイルス感染症の影響による需要減少後の事業再開

別紙

○ 事務所別車種別配置車両数一覧表（新）

事務所名	所在地	配置車両数					合計
		乗用	バス	トラック	特種	二輪	
合計							

※下段は軽自動車に記載

※車両のうちレンタカー型カーシェアリングのワンウェイ方式車両については、車両数を括弧書きとし内数とする。

○ 事務所別車種別配置車両数一覧表（旧）

事務所名	所在地	配置車両数					合計
		乗用	バス	トラック	特種	二輪	
合計							

※下段は軽自動車に記載

※車両のうちレンタカー型カーシェアリングのワンウェイ方式車両については、車両数を括弧書きとし内数とする。

令和 年 月 日

中部運輸局 静岡運輸支局長 殿

住 所
氏名又は名称
代 表 者 名

自家用自動車有償貸渡しの廃止届

自家用自動車有償貸渡しを廃止したので、お届けいたします。

記

1. 貸渡人の氏名又は名称及び住所

2. 廃止年月日

年 月 日

3. 有償貸渡しを廃止する理由

新型コロナウイルス感染症の影響によるレンタカーの減車等に係る取扱いについて
(適用期間の延長)

新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、レンタカーの需要が減退していること等を踏まえ、静岡運輸支局管内のレンタカー事業者の保有車両の減車等について以下の取扱いを行うので、通知します。

記

1. マイクロバスの一時減車後の回復増車に係る取扱いの特例

自家用マイクロバスを保有する事業者においては、「貸渡人を自動車の使用者として行う自家用自動車の貸渡し（レンタカー）の取扱いについて」（平成7年6月13日自旅第138号）に基づき、原則として増車届出時に直近2年間の事業における自家用マイクロバスの貸渡簿の写しを添付又は提示することを求めているところです。

自家用マイクロバスのレンタカーについては、今般の新型コロナウイルス感染症の流行を起因として一時的に減車（ゼロ両減車を含む）を実施し、その後レンタカーの需要が回復し減車前の車両数まで増車する場合、直近2年間の貸渡簿の提出又は提示を不要とする特例措置を講じます。

減車前の車両数を把握する必要があることから、自家用マイクロバスのレンタカーの減車をする場合には、静岡運輸支局まで減車届出（別添1）のご提出をお願いします。

2. 保有車両数を0台に減車した場合の休業特例

事業者が保有している車両を0台に減車した場合、通常は事業の廃止を届け出る必要がありますが、新型コロナウイルス感染症により一時的に休業する場合に限り、廃止の届け出及び事業再開時の許可申請を提出することなく、再開時の増車の届け出により事業再開ができるよう特例措置を講じます。

保有車両数を0台に減車する場合には、静岡運輸支局まで減車届出（別添1）のご提出をお願いします。

※上記1、2について車両の番号変更、名義変更、抹消の手続きの際は、従来と変わらず連絡書は不要となります。また、本取扱いは令和5年3月31日までに減車届出した車両数を、対象期間前の元の車両数まで増車（事業再開）する場合について適用します。なお、本取扱いに基づく期間の延長及び対象とする期間の終了については社会・経済情勢等を踏まえ、判断します。